

伐採及び伐採後の造林の届出書の添付書類チェックリスト

添付書類		具体例	確認
1	<p>森林の位置図及び区域図</p> <p>森林の位置、伐採区域が分かる図面（縮尺は任意）</p>	<p>・国土地理院地図や森林計画図、空中写真等に森林の位置及び伐採区域の外縁を明示したもの</p> <p>転用の場合は、※3を参照</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>本人確認書類</p> <p>【法人】</p> <p>法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類</p> <p>【個人】</p> <p>氏名・住所がわかる書類</p>	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の登記事項証明書 ・法人番号を記載した書類 ・法人の名称及び所在地を記載した書類 <p>【法人でない団体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約 ・団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・国民年金手帳 ・住民票の写し ・個人番号(マイナンバー)カード(表面) 等 	<input type="checkbox"/>
3	<p>他の行政庁の許認可の申請状況を記載した書類</p> <p>届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁が発行した証明書、許認可証の写し ・申請中の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請年月日を記載した書類 ・申請前の許認可については、許認可の種類、申請先行政庁及び申請予定時期を記載した書類 	<input type="checkbox"/>
4	<p>土地の登記事項証明書（準ずるものを含む）など、伐採後の造林をする権原を有することを証する書類 ※1</p> <p>届出者に土地所有権又は造林権原があることがわかる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の登記事項証明書 ・土地の売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・固定資産税納税通知書 ・伐採後の造林の受委託契約書 ・土地の賃借契約書 等 	<input type="checkbox"/>
5	<p>森林の土地の所有者でない場合は、森林を伐採する権原を有することを証する書類 ※1</p> <p>届出者が立木を伐採する権原があることがわかる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の登記事項証明書 ・立木売買契約書 ・遺産分割協議書 ・贈与契約書 ・伐採の同意書・承諾書 ・伐採の受委託契約書 等 	<input type="checkbox"/>

6	隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類 隣接森林所有者の現地立会写真 隣接森林との境界に係る既存の資料の確認などの取組状況を説明した書類 等 	<input type="checkbox"/>
	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況が分かる書類		
7	その他浜松市長が必要と認める書類 ※3	<ul style="list-style-type: none"> 確認通知書・適合通知書交付申請書 伐採及び集材に係るチェックリスト（主伐のみ） 搬出計画図（主伐のみ） 地元自治会、水利関係団体等の承諾書、協議書（必要性が認められる場合） 他法令に基づく届出等の手続き状況を説明する書類 その他（必要と認める書類） 	<input type="checkbox"/>

※1 林地台帳等で確認できる森林の土地の所有者との権原関係を証する書類の添付が困難な場合には、次の書類の添付を認める。

- 森林の土地の所有権又は伐採後の造林をする権原に関する状況を記載した書面
- 伐採権原に関する状況を記載した書面

※2 次のいずれかに該当することが確認できる書類が添付された場合は、隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類の添付の省略が認められる。

- 届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- 地形、地質その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- 届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実にしようと認められる場合

※3 **転用の場合**は、上記に加えて以下の添付書類が必要となる

- 小規模林地開発調書
- 位置図（1/25,000）
- 森林計画図（1/5,000を標準とするA3又はA4、開発区域を明示したもの）
- 土地利用計画平面図（A3又はA4）
- 求積図（事業区域全体、当該区域内の五条森林及び形質変更する五条森林の各面積を示したもの）